

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

岩手県人事委員会

委員長 渡辺 正和

岩手県人事委員会規則第25号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年岩手県人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第2条、第3条関係）			別表（第2条、第3条関係）		
組 織	職 員		組 織	職 員	
[略]			[略]		
知事事務部局	本庁	企画理事 部長 会計管理者 I L C 推進局長 出納局長 理事 技監 副 部長 副局長 担当技監 室長 首席 調査監 首席ふるさと振興監 首席 I L C 推進監 総括課長 総括調査監 調査監 儀典調整監 総務事務センタ ー所長 総括危機管理監 地域企画監 医師支援推進監 競馬改革推進監 <u>県産米戦略監</u> 会計指導監 課長及び 担当課長（部局等若しくは出納局又は 室課等の人事、給与又は服務に関する 事務を総括する者に限る。） 法務・ 情報公開課長 総務室の特命課長 給 与人事担当課長 組織担当課長 人事 課の特命課長 調査担当課長 予算担 当課長 管財課の管理担当課長 職員 福祉担当課長 審査課長 主任主査及 び主査（部局等又は出納局の主管室課 等において人事、給与又は服務に関す る事務を担当する者に限る。） 政策 企画部の主任主査及び主査（調査に関 する事務を担当する者に限る。） 秘 書課の主任主査及び主査（秘書の事務 を担当する者に限る。） 総務室の主 任主査及び主査（法務に関する事務を 担当する者に限る。） 人事課の給与 人事又は組織に関する事務を担当する 主任主査及び主査並びに人事又は給与 に関する事務を担当する主任及び当該	知事事務部局	本庁	企画理事 部長 会計管理者 I L C 推進局長 出納局長 理事 技監 副 部長 副局長 担当技監 室長 首席 調査監 首席ふるさと振興監 <u>首席少</u> <u>子化対策監</u> 首席 I L C 推進監 総括 課長 総括調査監 調査監 儀典調整 監 総務事務センター所長 総括危機 管理監 地域企画監 <u>地方路線対策監</u> <u>医療企画監</u> 医師支援推進監 競馬 改革推進監 会計指導監 課長及び担 当課長（部局等若しくは出納局又は室 課等の人事、給与又は服務に関する事 務を総括する者に限る。） 法務・情 報公開課長 総務室の特命課長 給与 人事担当課長 組織担当課長 人事課 の特命課長 調査担当課長 予算担 当課長 管財課の管理担当課長 職員福 祉担当課長 審査課長 主任主査及び 主査（部局等又は出納局の主管室課等 において人事、給与又は服務に関する 事務を担当する者に限る。） 政策企 画部の主任主査及び主査（調査に関す る事務を担当する者に限る。） 秘書 課の主任主査及び主査（秘書の事務を 担当する者に限る。） 総務室の主任 主査及び主査（法務に関する事務を担 当する者に限る。） 人事課の給与人 事又は組織に関する事務を担当する主 任主査及び主査並びに人事又は給与に

		事務の企画を担当する主事 財政課の主任主査及び主査（財政改革又は予算調製に関する事務を担当する者に限る。） 管財課の主任主査及び主査（庁舎管理に関する事務を担当する者に限る。）並びに守衛長			関する事務を担当する主任及び当該事務の企画を担当する主事 財政課の主任主査及び主査（財政改革又は予算調製に関する事務を担当する者に限る。） 管財課の主任主査及び主査（庁舎管理に関する事務を担当する者に限る。）並びに守衛長
出 先 機 関	[略]		出 先 機 関	[略]	
	先端科学 技術研究 センター	[略]		先端科学 技術研究 センター	[略]
	平泉世界 遺産ガイ ダンスセ ンター	所長			
	食肉衛生 検査所	[略]		食肉衛生 検査所	[略]
	環境保健 研究セン ター	所長 副所長 <u>健康情報調査監</u> 企画 情報部長		環境保健 研究セン ター	所長 副所長 企画情報部長
	[略]			[略]	
[略]			[略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。